

長野県スケート連盟 慶弔規程

第1条 長野県スケート連盟(以下「連盟」という。)は、次の各号に該当するときは、弔慰金を贈る

1. 本人が死亡したときは、次の区分による。

- | | |
|--|-----------------------------------|
| (1) 役員(名誉会長、正副会長、正副理事長、常任理事、理事、監事、以下同じ)顧問、参与、相談役 | 香典(10,000円),弔電
(名誉会長、正副会長には生花) |
| (2) 評議員 | 香典(5,000円),弔電 |
| (3) 会員(事務局員含む) | 香典(3,000円),弔電 |

2. 役員が家族が死亡したときは、次の区分による。

- | | |
|----------------------|---------------|
| (1) 役員、顧問、参与、相談役の配偶者 | 香典(5,000円),弔電 |
| (2) 役員、顧問、参与、相談役の父母 | 香典(3,000円),弔電 |
| (3) 評議員の配偶者、父母 | 香典(3,000円),弔電 |

3. 歴代の連盟役員が死亡したとき。香典(10,000円),弔電

第2条 連盟に遺志金を受けた場合は、次の区分による。

- | | |
|-------------------|----------------------|
| (1) 50,000円未満の場合 | 弔電、香典(遺志金の1割) |
| (2) 100,000円未満の場合 | 弔電、生花、香典(遺志金の1割) |
| (3) 100,000円以上の場合 | 弔辞、生花、香典(遺志金の1割)、感謝状 |

第3条 第1条による該当者が生じた場合は、各加盟団体は直ちに事務局に報告するものとする。

第4条 この規定に定めるほか、弔慰に関する必要な事項は、会長の裁決により執行する。

附 則

この規程は、昭和58年4月16日より施行する。

この規程は、平成11年4月1日より施行する。

この規定は、令和4年6月6日より施行する。